

認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本定款

(国際統一使命)

スペシャルオリンピックスの使命は、知的障がいのある人たちに年間を通じて、オリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供し、参加したアスリートが健康を増進し、勇気をふるい、喜びを感じ、家族や他のアスリートそして地域の人々と、才能や技能そして友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本という。ただし、認定特定非営利活動法人〔SON・熊本〕と略称することができる。また「スペシャルオリンピックス」は「SO」及び「エスオー」と略することができる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人の事業は、スペシャルオリンピックス（以下「SO」という）の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」（以下「SO 国際本部」という）に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本（以下、SO 日本）と協定を交わし、認証を受け SO 日本が定める諸規則に基づき運営し、知的障がいのある人たち（以下「アスリート」という）に年間を通じ、主として市民ボランティアによりオリンピック競技種目ともなっているさまざまなスポーツ競技の日常トレーニングプログラム及びその成果の発表の場としての競技会を提供することである。そして、それらの事業の目的は、本活動を通じて、「アスリート」にとっては、健康や体力、技術などの身体的能力の増進、社会適応性の向上につながり、さらに、人間としての自信と誇り、および価値ある一市民としての自立への意欲を助長することに寄与する。またアスリートの家族や地域社会にとっては、「アスリート」を敬愛をもって家族や地域社会の一員として受容することによりその絆が深められ、一方本活動を支援する市民ボランティアにとっては、「アスリート」個人の人権と尊厳が重んじられ、生産的で価値ある市民として受け入れる地域社会の環境作りの大切さを学び実践することにより、知的障がいのある人たちにとってより良い地域社会の実現に寄与することとする。その目的を達成するためにこの法人は担当地区全域にその事業を拡大するものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的障がい者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会・研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大
- (2) SO国際本部およびSO日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加
- (3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助を提供
- (4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供
- (5) 知的障がい者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業
- (6) その他、知的障がい者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業

2 この法人は次のその他の事業を行う。

- (1) スペシャルオリンピックス関連物品の販売
- (2) チャリティ催事の開催
- (3) チャリティスポーツの実施
- (4) この法人の保有する無体財産権の提供を行う事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、法人の組織運営に関わる構成会員で総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費等)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けまたは会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及び賛助会費、及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上35名以内
- (2) 監事 2名

2 理事の中から、理事長1名、副理事長2名以内を定めるものとし、事務局長、会計責任者各1名をおくこととする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 専務理事、常務理事、事務局長、会計責任者は理事会にて理事の中から選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。専務理事、常務理事は運営会議、事業委員会、各委員会等の実務に携わるものとする。

- 5 事務局長は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。
- 6 会計責任者は、理事会の議決に基づき、この法人の予算、決算を処理する。
- 7 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員は任期は2年とする。なお、再任は妨げないが任期を継続するときは3期までとする。ただし、総会において認めた場合は3期を超えて任期を継続することが出来る。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。尚、本項の規定による役員任期については、第1項のただし書の適用において算入しないものとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。但し、常勤の役員や職員を兼ねる場合には、報酬を受けることができるが、その数は役員総数の3分の1以下とする。

- 2 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与をうけることを妨げない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 20 条 この法人に、名誉理事長及び顧問、参与を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問、参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 名誉理事長及び顧問、参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費及び賛助会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 54 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会より付議された運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファクシミリを含む電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長（理事長に事故ある時は副理事長）がこれにあたる。両者不在もしくは欠員のときは出席した会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくはファクシミリを含む電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 55 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面もしくはファクシミリを含む電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、会員全員が書面又はファクシミリを含む電磁的方法による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 活動予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリを含む電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決および定足数)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は在任理事の2分の1以上の出席（書面表決者を含む）がなければ開会することができない。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリを含む電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又はファクシミリを含む電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 運営組織

(運営会議、事業及び各専門委員会)

第 39 条 この法人は、事業の円滑な執行と運営を図るために、理事会の議決を経て、運営会議、事業及び各専門委員会等の執行・運営組織を置くことができる。

(運営会議の構成)

第 40 条 運営会議は理事、事務局長、会計責任者及びスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識のある者の中から理事長が選任する運営会議委員で構成される。

(機能)

第 41 条 運営会議は、運営会議委員の中から理事長が選任する議長又は専務理事が主催し、理事会が委任したこの法人の事業を審議・執行し、又総会に付議すべき事項を事前に審議し理事会に提案する。

(事業及び各専門委員会の構成と機能)

第 42 条 事業委員会及び各専門委員会は、理事会又は運営会議にて決議された諸事業の実際の運営を遂行し、それに伴う専門的な問題について調査検討するために理事長が設置し、原則として理事又は運営会議委員の中から理事長が選任する委員長と委員長が選任する専門委員によって構成される。

(事務局)

第 43 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の区分)

第45条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第48条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び修正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、2ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 53 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他該当その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - (7) S O 日本からの認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げるもののうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的障がい者のための法人、もしくは国の機関のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び事務局長、会計責任者は、次に掲げるものとする。

理事長	永野光哉			
副理事長	菅 正康			
理 事	赤嶺炫夫	一門恵子	小笠原嘉祐	川崎順一郎
同	木下 颯	小堀富夫	後藤勇造	齊藤 琢
同	世良喜久子	惣福脇 亨	田島光枝	田中俊夫
同	土井尚典	中島和子	中村勝子	深浦 修
同	古荘文子	本田禎治	牧野智子	宮崎邦雄
同	與縄順子			
事務局長	中村勝子			
会計責任者	中島和子			
監 事	潮谷愛一			
同	林田素行			

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の通常総会日までとする。但し、この任期については第 16 条第 1 項の適用において算入しないものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 49 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、成立の日からその年の 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5,000 円
 - (2) 年会費 5,000 円

- 7 この法人の提供するスポーツプログラムに参加しようとする者は、定められた様式の入会申込書を提出し、登録を受けなければならない。その際、知的障がいのある人たちを登録アスリート、参加ボランティアを登録ボランティアと称す。
-

施行 平成 15 年 (2003 年) 1 月 17 日
改正 平成 19 年 (2007 年) 2 月 17 日
改正 平成 22 年 (2010 年) 2 月 27 日
改正 平成 24 年 (2012 年) 2 月 26 日
改正 平成 25 年 (2013 年) 2 月 24 日
改正 平成 28 年 (2016 年) 2 月 21 日
改正 平成 31 年 (2019 年) 2 月 17 日
改正 令和 3 年 (2021 年) 5 月 25 日
改正 令和 5 年 (2023 年) 5 月 31 日